平成24年度 草津市路上喫煙対策委員会

平成25年2月22日草津市市民環境部

1. 路上喫煙対策の課題

- (1)前回の対策委員会における審議結果報告(意見書)
- 1. 路上喫煙禁止区域について

<u>路上喫煙禁止区域の拡大は行わない</u>が、禁止区域周辺を重点的に、市内全域が路上喫煙防止の対象との条例の趣旨の周知・啓発を今後も引き続き実施する必要がある。

2. マナースペース(喫煙場所)について

マナースペースの新たな増設はしないが、今後はマナースペース利用者に対する<u>喫煙環境の改善</u>や、マナースペース付近の非喫煙者への影響の改善が重要な課題である。

3. 罰則について

罰則規定を設けている都市と路上喫煙率において遜色ないことや条例制定時と比べると路上喫煙率が大幅に減少し、禁止区域の制定や日々の啓発活動の効果が維持できている状況からも、敢えて<u>罰則を設ける必要はない</u>。

4. その他

条例の趣旨やマナースペースの意義の周知と吸殻のポイ捨て対策などの課題解決に向け、さらなる取組みが必要。



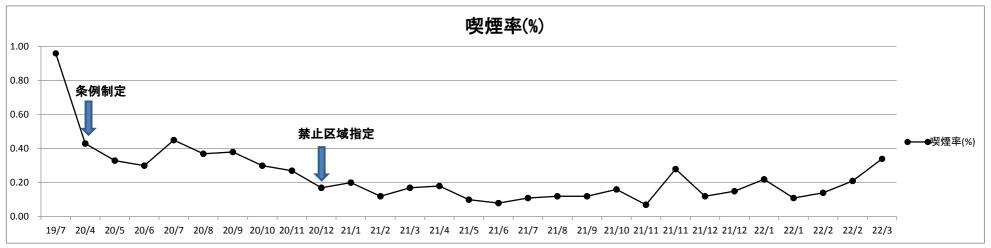
今後の啓発や対策の効果については、一定期間実施後において、対策委員会が検証を行う。

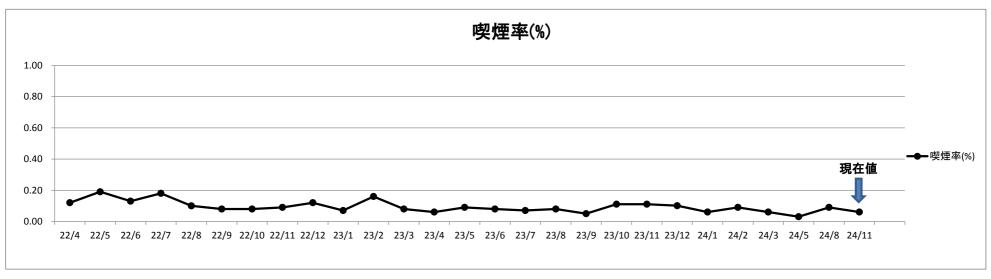
2. 路上喫煙対策の現状と対策

- (1)路上喫煙率について
- 路上喫煙率(禁止区域内):通行者中の路上喫煙者数 0.06%(平成24年11月現在)

	条例施行前 H19. 7	条例施行時 H20. 4	禁止区域指定 H20. 12	当初取組み時
路上喫煙率	0. 96%	0. 43%	0. 17%	
	H24. 5	H24. 8	H24. 11	平成24年度
路上喫煙率	0. 03% (6人/17,269人)	0. 09% (13人/13,969人)	O. 06% (11人/16,970人)	2

定点調査における喫煙率の推移





年月	19/7	20/4	20/5	20/6	20/7	20/8	20/9	20/10	20/11	20/12	21/1	21/2	21/3	21/4	21/5	21/6	21/7	21/8	21/9	21/10	21/11	21/11	21/12	21/12	22/1	22/1	22/2	22/2	22/3
喫煙率(%)	0.96	0.43	0.33	0.30	0.45	0.37	0.38	0.30	0.27	0.17	0.20	0.12	0.17	0.18	0.10	0.08	0.11	0.12	0.12	0.16	0.07	0.28	0.12	0.15	0.22	0.11	0.14	0.21	0.34
年月	22/3	22/4	22/5	22/6	22/7	22/8	22/9	22/10	22/11	22/12	23/1	23/2	23/3	23/4	23/5	23/6	23/7	23/8	23/9	23/10	23/11	23/12	24/1	24/2	24/3	24/5	24/8	24/11	
喫煙率(%)	0.07	0.12	0.19	0.13	0.18	0.10	80.0	0.08	0.09	0.12	0.07	0.16	0.08	0.06	0.09	0.08	0.07	0.08	0.05	0.11	0.11	0.10	0.06	0.09	0.06	0.03	0.09	0.06	

(2)マナースペースの利用状況について (1/3) 朝の通行量が多い時間帯におけるマナースペース (喫煙場所)の利用状況調査を行った。(➡ 次ページ)

調査日時:平成25年2月5日(火)7:30~8:00

天候:曇り

【調査結果】

- 各喫煙所で喫煙者数や違反者数の状況が異なっている。
- 草津駅西口の違反者数が多い。
- 南草津駅東口と草津駅西口の利用者数が多い。
- 各喫煙所で常に4~5人は利用している。
- ・ 各喫煙所で常に1~2人の違反者がいる。
- 違反者の中にはマナースペースの中に入る前にタバコ に火を付ける人もいた。

(2)マナースペースの利用状況について (2/3) 【草津駅】

	草	津駅東口((約7㎡)	草	津駅西口(約6㎡)
	喫煙者数	違反者数	5分間最大 ※	喫煙者数	違反者数	5分間最大 ※
7:30	3人	2人	5人	8人	1人	8人
7:35	1人	0人	3人	2人	1人	8人
7:40	1人	1人	3人	6人	3人	6人
7:45	3人	1人	3人	5人	1人	5人
7:50	2人	1人	3人	5人	3人	5人
7:55	1人	1人	6人	2人	0人	4人
8:00	3人	2人	_	4人	5人	_
計	14人	8人	23人	32人	14人	36人

(2)マナースペースの利用状況について (3/3) 【南草津駅】

	南草	津駅東口	(約11㎡)	南草津駅西口 (約12㎡)							
	喫煙者数	違反者数	5分間最大 ※	喫煙者数	違反者数	5分間最大 ※					
7:30	5人	2人	7人	2人	1人	4人					
7:35	4人	1人	7人	3人	1人	6人					
7:40	4人	1人	9人	5人	1人	6人					
7:45	8人	2人	7人	5人	0人	5人					
7:50	3人	0人	8人	2人	0人	3人					
7:55	10人	1人	10人	1人	0人	3人					
8:00	6人	0人	_	3人	0人	_					
計	40人	7人	48人	21人	3人	27人					

(3)巡視啓発員による指導件数について

- 1週間に5~6回程度、午前または午後に啓発を実施
- 午前と午後のそれぞれを2パターンで巡視啓発午前は7:00~9:00、9:00~11:00 午後は15:00~17:00、17:00~19:00
- 午前7:00~の啓発時は、小学生の通学時間帯(概ね7:25~7:45)に子どもを守るため、路上喫煙禁止区域内の巡回ではなく、マナースペース付近で立哨啓発
- マナースペースの立哨啓発は、草津駅西口と南草津駅 東口で実施
- 1月末現在で、<u>草津駅で延べ1,873人</u>、<u>南草津駅で1,088</u> 人に指導啓発を実施(→ 次ページ)
- 違反者の傾向として、路上でなく喫煙所付近で見られる。

平成24年度 巡視啓発員による指導件数 シルバー人材センター委託

路上喫煙禁止区域について、午前と午後に2時間、巡視啓発を行ったときの各日の指導啓発件数(件/日) ※調は、路上喫煙定点調査日

【草潭	聿駅】	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
4月	午前	2		6			2			0		7	8		5			4			2		1		8			10		13		1	68人
4月	午後		9		3	1		1			4			4		6			2			12		1			14		3		3	-	63人
	午前	10		4				28		9		31		10		3		4		5		15				19		2		調			140人
5月	午後		3				4		8		5		6		8		6		5		12		7				8		4		調		76人
c =	午前	0			14		18		11		3		6		2		2			16			23		3			4		10			112人
6月	午後		9	4		12		7		11		8				15		7			23			7		4	4						111人
7月	午前	2		23		28		10		2				5		7		2		20			8			6		2		2		11	128人
/ /	午後		13		11		14		7		9		5		4		3				10	17			5		7		12		7		124人
8月	午前		7			5		5			8		5		7				6		7		5	4			8		7			調	74人
٥Д	午後			13	11		1			3		8		5				9		3		9			5			16		調			83人
9月	午前		9		3		10		5		12				7		5			11	4		4		18				7		2		97人
эД	午後	6		4				8		8		6		8		7		3	3					5		2	7	4		6			77人
10月	午前		8			6		15		3		10		6		4				5		6			21	20		13			3		120人
1075	午後	3		4	7		4		7						7		5	4			4		3	10			7		4	8			77人
11月	午前		4		7		14		5		5			6			7		5			14	17				8		10		調		102人
11/3	午後	2		5		12				2		5			4			8		2	5			9		8		3		調			65人
12月	午前	10			26		13		2		8				8		3			8	13		4			5			2				102人
1277	午後		2	4		9		5		7		3		8		7		8				5		5	5		11						79人
1月	午前					0		16		15		3		1		9	3	6		2			13			11		5			8		92人
' <i>T</i>	午後						1		3		6		11		9				10		7			15	7		1		7	6			83人
																																	1873人

平成24年度 巡視啓発員による指導件数 シルバー人材センター委託 路上喫煙禁止区域について、午前と午後に2時間、巡視啓発を行ったときの各日の指導啓発件数(件/日) ※調は、路上喫煙定点調査日

【南草	津駅】	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
4月	午前	4		11			8			6		13	12		7			10			5		1		6			4		2			89人
4 <i>F</i> 7	午後		7		6	2		0			13			4		10			5			7		5			7		1		6		73人
5月	午前	7		0				9		8		6		1		5		5		7		6				5		2		調			61人
эΉ	午後		7				5		4		7		7		7		8		9		0		8				3		1		調		66人
6月	午前	8			15		7		5		0		4		7		5			15			6		3			0		2			77人
οД	午後		5	2		5		12		4		9				8		3			4			5		5	1						63人
7月	午前	5		10		10		2		6				6		2		3		11			3			3		2		1		4	68人
/ T	午後		2		8		7		0		4		7		9		5				6	9			5		0		0		4		66人
8月	午前		3			0		2			1		4		5				2		3		3	1			6		3			調	33人
٥Д	午後			7	9		5			0		2		5				3		1		5			3			6		調			46人
9月	午前		0		2		1		2		4				3		2			3	3		2		4				3		1		30人
эД	午後	3		6						4		8		11		4		1	1			4		4		6	8	3		1			64人
10月	午前		3			1		3		6		1		9		1				1		1			2	2		5			1		36人
1075	午後	2		12	10		4		11						3		9	10			4		7	8			5		3	6			94人
11月	午前		1		3		4		5		0			0			0		10				4		4		4		0		調		35人
רוי	午後	3		3		5				3		1			3			5		1	9			5		1		2		調			41人
12月	午前	1			4		4		3		0				3		1			3	4		0			0			1				24人
1477	午後		10	5		4		5		3		1		5		3		5				5		7	0		2						55人
1月	午前					0		4		4		4		2		0	1	1		0			5			3		1			2		27人
7.73	午後						4		4		4		0		0				3		1			12	6		1		1	4			40人
																																	1088人

- (4) 今年度の路上喫煙対策の取組みについて
 - ① 南草津駅東口のマナースペースに植栽を設置

利用者が多く、喫煙者と非喫煙者が混在しやすい状況のため、両者の分離と喫煙所の遮蔽を図るために設置

【設置前】

H24.2.21撮影

【設置後】

H24.10.12撮影





※他3箇所も遮蔽用の植栽を<u>3月設置予定</u>。(**■**次ページ)

マナースペースの植栽設置イメージ











草津駅東口

草津駅西口

南草津駅西口 1

② マナースペース案内用の路面シールの設置

乗降客の多い草津駅東口のマナースペースが離れていて場所が分かりにくいため、案内用路面シールを設置。

【設置後】 H24.8.21撮影



③ 路上喫煙対策における近隣の状況等について

	条例	禁止区域	罰則	喫煙場所
大津市	大津市路上喫煙等の防止 に関する条例	あり	なし	あり
栗東市	栗東市路上喫煙の防止に 関する条例	なし	なし	なし
守山市	守山市路上喫煙の防止に 関する条例	なし	なし	あり
野洲市	野洲市路上喫煙等の防止に関する条例	あり	なし	あり
京都市	京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例	あり(路上喫煙率: 0.02~0.17)	あり (1,000円)	あり
大阪市	大阪市路上喫煙の防止に 関する条例	あり (路上喫煙率:0.2)	あり (1,000円)	あり
草津市	草津市路上喫煙の防止に 関する条例	あり(路上喫煙率: 0.06)	なし	あり

3. 今後の課題について

- (1)現状と対策のまとめ (1/2)
- ●禁止区域内の路上喫煙率は低く、日々の啓発の効果が維持できている。(罰金ありの都市と同等以下の水準)
- マナースペース内は非常に狭いが、10人近くの喫煙者がルールを守っているなど、マナースペースに重点を置いた啓発が効果を上げている。
- マナースペース付近で、多くの時間帯で1~2人の違反者がある。

(1)現状と対策のまとめ (2/2)

- 違反者の傾向から、マナースペース付近で路上喫煙の 違反者が発生しやすい。(特に啓発員がいない場合)
- 路上喫煙者は減ったものの、年間3,000件近い指導数があるなど、直接啓発は効果的に機能している。
- バス停や通学路に近いなど課題のあった南草津駅東口のマナースペースは、範囲を広げて植栽で遮蔽して、非喫煙者との分離を図った結果、多くの喫煙者が範囲内で喫煙している。

(2)今後の課題

● 時間帯により利用者が集中し、マナースペースからあふれて喫煙している。

● マナーの向上は見られるものの、喫煙所を目指しての 歩きタバコや、路上での喫煙、ポイ捨てなどマナーの悪 い喫煙者への啓発。